

厚生労働科学研究費補助金（障害者総合政策研究事業）
分担研究報告書

医療現場における対面および遠隔での手話通訳を介した
コミュニケーション時に生ずる意思疎通不全要因の研究
（その倫理的側面についての知見）

研究分担者 奥田太郎 南山大学教授

研究要旨

本研究は、総括研究の遂行過程で副次的に得られた知見をもとに、医療現場において、ろう者をはじめとする聴こえない（聴くのが難しい）患者と聴こえる医師との間で意思疎通が成立する前提として、診療場面に入る以前に解決しておくべき倫理的課題を哲学的アプローチで抽出する。ロールプレイ実験の実践、関係者へのインタビューの内容に接することを通じて、（１）意思疎通支援ツールの保有主体の問題と（２）意思疎通方法の選択の問題が、まず考慮しなければならない課題として浮かび上がった。（１）については、意思疎通支援ツールの保有主体を医師から患者に転換すること、（２）については、医師が患者による音声認識ツールの積極的利用を推奨すること、が結論として提示された。

A. 研究目的

本研究は、総括研究の遂行過程で副次的に得られた知見に基づき、医療現場における手話通訳を介した意思疎通にまつわる倫理的課題を発見し、整理することを目的とする。そうした課題の把握により、医療現場での手話通訳を介したコミュニケーション時の意思疎通不全要因の改善策の実行を促進する方策が見出されると見込まれる。

B. 研究方法

総括課題でのロールプレイ実験、実験後インタビュー、手話関係者へのインタビュー等を通じて得られた洞察を複数の研究者

で共有・議論した上で、各種文献等から得られた知見と重ね合わせることで、医療現場における手話通訳を介したコミュニケーションの成立の前提として解決しておくべき倫理的課題を抽出する哲学的アプローチをとった。

（倫理面への配慮）

本研究は、椋山女学園大学国際コミュニケーション学部研究倫理審査委員会、および南山大学研究審査委員会（承認番号：22-064）の承認を受けている。

C. 研究結果

ロールプレイ実験の実践、および、その後
に医師役の医師、患者役のろう者、手話通訳
役の手話通訳者に対して行ったインタビュー
や、手話関係者へのインタビューの内容
に接することを通じて、診療状況（ロール
プレイ場面）に入る前段階において潜在的な
意思疎通不全が生じうる（実際に生じてい
ることが多い）ことが確認された。今回、確
認されたのは、次の2点である。

1) 意思疎通支援ツールの保有主体の問題

医師への聞き取りからは、ろう者をはじ
めとする聴こえない（聴くのが難しい）患者
に遭遇する頻度が（少なくとも医師の実感
レベルでは）極めて低く、そもそも未経験の
医師も多いため、「耳が聴こえない」と知ら
されて途方に暮れてしまうことが一般的に
予想されることがわかった。そうした現状
においては、本研究が連なる総括研究で開
発された医療現場での意思疎通支援ツール
としてのリーフレットを医療機関（あるい
は、医師）に一律に配布するだけでは、ど
れほどツールがよくできていたとしても、有
効に利用されない可能性が高い。

2) 意思疎通方法の選択の問題

ろう者をはじめとする聴こえない（聴く
のが難しい）患者が診療場面で取りうる意
思疎通方法の選択肢には、(a) 筆談、(b)
音声認識ツール、(c) ICT を利用した遠隔
での手話通訳、(d) 対面での手話通訳があ
りうる。本研究が連なる総括研究では主に、
(c) と (d) を用いた際の意思疎通不全要因
を探求するが、その探究の中で実施したろ
う者への聞き取りからは、(a) と (b) に関

する医師・患者間での前提の未共有という
問題が浮かび上がってきた。

(a) の筆談については、聴こえる医師側
は有効な意思疎通方法だとみなす傾向があ
るが、聴こえない患者側にとっては「苦手」
だと意識されているのが実情である。

(b) の音声認識ツールについては、聴こ
える医師側は、自らの発言をすべて文字情
報として記録されることに抵抗感を覚える
傾向があるが、聴こえない患者側は、日本語
の文字情報を理解するのに多少苦勞すると
しても、帰宅後自分で時間をかけて確認で
きる記録された情報がほしいと考えるのが
実情である。

D. 考察

1) 意思疎通支援ツールの保有主体の問題

この問題を解決するために必要な方策と
してまず考えられるのは、医療機関やそこ
で働く医療従事者（とりわけ医師）に対し
て、ろう者をはじめとする聴こえない（聴く
のが難しい）患者の存在とそうした患者へ
の対応のあり方について広く啓蒙を行うこ
とである。もちろんそうした啓蒙は不可欠
であるが、多様な人間が多様な思考枠組み
のもと生活するこの世界のありようを前提
とすれば、すべての医療機関に啓蒙が行き
渡ることを想定することは現実的ではない。
むしろ、「耳が聴こえない」と知らされて途
方に暮れてしまうという医師の現実を前提
としたときに有効な別の方策を並行して案
出する必要がある。

ろう者をはじめとする聴こえない（聴く
のが難しい）患者が訪れたすべての医療機
関で、診察するすべての医師が意思疎通支
援ツールを十分に利用できるようにするた

めには、当該ツールの保有主体を医療機関・医師から患者へと転換することが有効であると見込まれる。

2) 意思疎通方法の選択の問題

この問題を解決するために必要な方策としてまず考えられるのは、対面あるいは遠隔で手話通訳を患者が選択できるようにすることである。しかしながら、医療機関の現状を前提とすれば、手話通訳が利用できない場面は多いことが予想される。それゆえ、手話通訳以外の方法で医師・患者間の意思疎通を行う際に想定されるべき前提があらかじめ医師・患者双方で共有されていることが必要となる。

患者の医療を受ける権利やインフォームド・コンセントの観点から、前提の共有に際しては、患者側の実情を踏まえた前提の共有がなされることが望ましい。

E. 結論

医療現場における意思疎通不全を解消するための意思疎通支援ツールを開発・普及するにあたり、診療状況に入る前段階で潜在的に生じうる意思疎通不全の問題として、

(1) 意思疎通支援ツールの保有主体の問題と(2) 意思疎通方法の選択の問題をまず考慮しなければならない。また、この2つの問題に対処するにあたり、〈医療現場でのコミュニケーションはそもそも医師と患者の協働により成立する〉という前提に立ち戻り、医療倫理に関する生命倫理学の研究が明らかにしてきた医師・患者関係の倫理的に妥当なあり方を念頭に置く必要がある。そこから導かれる結論はそれぞれ以下の通りである。

(1) 意思疎通支援ツールの保有主体の問題については、意思疎通支援ツールとしてのリーフレットを、ろう者をはじめとする聴こえない(聴くのが難しい)患者が自ら病院に持参し、来院時に医療機関側にそれを提示し、そこから互いに協力して利用できるようにする、という保有主体の転換が必要である。

(2) 意思疎通方法の選択の問題については、ろう者をはじめとする聴こえない(聴くのが難しい)患者を診察する医師は、自らが医療現場において有する患者に対する権威的優位性を自覚した上で、患者に筆談を強いるのではなく、患者による音声認識ツールの使用を自ら推奨することが倫理的に求められる。

F. 健康危険情報

なし

G. 研究発表

1. 論文発表

なし

2. 学会発表

なし

H. 知的財産権の出願・登録状況

1. 特許取得

なし

2. 実用新案登録

なし

3. その他

なし